

株 主 各 位

東京都練馬区豊玉北三丁目 3 番10号

株式会社 **平賀**

代表取締役社長 平賀 治郎

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度の熊本地震により被災されました株主の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年 6 月 28 日（火）午後 6 時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年 6 月 29 日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都練馬区豊玉北三丁目 3 番10号
当社第二ビル 5 階 会議室
3. 会議の目的事項
報 告 事 項 第61期（平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月 31 日まで）事業報告
及び計算書類報告の件
決 議 事 項
第 1 号議案 剰余金の処分の件
第 2 号議案 取締役 2 名選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類及び添付書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、書面の郵送または当社ホームページ（<http://www.pp-hiraga.co.jp>）において掲載することによりお知らせ致します。

事 業 報 告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府の経済対策により当初は企業業績や雇用が堅調でした。しかし、景気減速により、当社に關係するお客様の環境は、実質賃金の伸び悩みや株価急落で消費者の節約志向が強まり、消費の長期停滞への不安が見られました。

印刷業界におきましては、市場の縮小が進み、環境は厳しさを増しております。また、企業間競争による受注単価の下落は継続しており、大量配布を目的とした印刷物の意義の見直しを行い、マーケティングを重視したビジネスへの転換が必要であると考えております。広告業界におきましては、景気が足踏み状態の中、総広告費がわずかながら前年実績を上回りました。当社の主力である折込広告につきましては、新聞購読部数の減少に加えて、用紙サイズ縮小に伴い微減となりました。

このような環境の中、当社と致しましては、従来の業務そのものを見直す必要があり、価格だけではなく健康・安心・安全など様々な価値を求められ、販促という領域で案件ごとの最適な販売促進を企画し、生産拡大を図ってまいりました。

受注面におきましては、販促市場全般で自社工場内製化によるマーケティング・企画・生産・加工・仕分け・梱包・配送への事業領域を広げ、トータルでお客様からダイレクトに受注することを目指してまいりました。これにより、製品ごとの増減はありましたが、前年並みに推移しており、コスト面におきましては、印刷・加工・梱包・仕分けの内製化推進、自社にあわせた受注別単品管理による生産管理体制の変革により、売上原価率を下げることに注力致しました。

以上の結果から、当事業年度の業績は、売上高は87億52百万円（前期比0.9%増）、営業利益は3億86百万円（前期比257.1%増）、経常利益は4億12百万円（前期比218.3%増）、当期純利益は3億30百万円（前期比1.5%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資につきましては、特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社が関連いたします広告業界は、景気が足踏み状態の中微増となりましたが、印刷業界につきましては、依然厳しい経営状態が続いております。

当社は、販売促進全体をサポートし、情報媒体の様々な伝達手段を状況に応じて素早的確に対応した体制を推進してまいりました。

営業活動におきましては、新規顧客開拓、既存領域の受注拡大、新規サービスの提案、ワンストップサービス等いくつかの有効な施策を実施しております。

生産面におきましては、不採算事業の改善や部門別管理による数値分析を進め、製造コストの効率化を目指してまいります。

情報システムについては、戦略にあった原価管理システムを計画的、効率的に立案し、管理職には階層別教育の強化と職責基準にあった知識と行動の徹底を推進したいと考えております。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第 58 期 平成25年3月期	第 59 期 平成26年3月期	第 60 期 平成27年3月期	第61期(当期) 平成28年3月期
売 上 高 (百万円)	7,137	8,582	8,674	8,752
経 常 利 益 (百万円)	371	237	129	412
当 期 純 利 益 (百万円)	237	212	335	330
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	64円51銭	57円73銭	91円04銭	89円65銭
総 資 産 (百万円)	4,407	4,849	4,964	5,060
純 資 産 (百万円)	1,286	1,522	1,850	2,142

(注)1. 当社は、平成25年4月1日を効力発生日として、連結子会社であった株式会社イマージュを吸収合併したことで連結子会社がなくなったため、第59期より連結計算書類を作成しております。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社は、折込広告、ダイレクトメール、キャンペーン、各種ショッピングバッグ、包装紙、シール、POP等の売場販促演出全般の製造、販売を主たる事業としております。

(8) 主要な営業所及び工場

(平成28年 3 月31日現在)

区 分	所 在 地
本 社	東京都練馬区
本 社 工 場 (第 二 ビ ル)	東京都練馬区
第 三 ビ ル デ ジ タ ル 館	東京都練馬区
大 阪 支 店	大阪府大阪市天王寺区
高 崎 支 店	群馬県高崎市
仙 台 支 店	宮城県仙台市泉区
札 幌 支 店	北海道札幌市北区
埼 玉 工 場	埼玉県新座市
和 歌 山 工 場	和歌山県日高郡日高川町
配 送 セ ン タ ー	大阪府大阪市東成区

(9) 従業員の状況

(平成28年 3 月31日現在)

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 令	平均勤続年数
315名	25名減	44. 2才	14. 1年

(注) 臨時従業員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

(平成28年 3 月31日現在)

借 入 先	借入金残高
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	150 百万円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	120
合 計	270

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

東京地方裁判所に対して、平成26年11月 7 日付にてユーピテル株式会社より、1 億円及び遅延損害金の支払いを求める訴訟を提起されました。

当社といたしましては、原告の請求は認めることは出来ず、今後、裁判を通じて事実を明らかにしていきたいと考えております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 14,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 普通株式 3,683,387株
 (自己株式 332,198株を除く。)
 (3) 株 主 数 1,074名
 (4) 単元株式数 100株
 (5) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
有 限 会 社 大 豊 サ ー ビ ス	株 941,660	% 25.6
平 賀 賀 順 二	188,000	5.1
平 賀 従 業 員 持 株 会	158,025	4.3
松 本 典 文	130,000	3.5
小 谷 野 正 己	123,600	3.4
D I C グ ラ フ ィ ッ ク ス 株 式 会 社	100,000	2.7
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	100,000	2.7
大 日 精 化 工 業 株 式 会 社	80,000	2.2
黒 崎 英 機	70,000	1.9
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	67,700	1.8

- (注) 1. 当社は、自己株式332,198株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

- (1) 取締役及び監査役の氏名等 (平成28年3月31日現在)

役 職 名	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	平 賀 治 郎	(有)大豊サービス代表取締役社長
専 務 取 締 役	木 下 昭 三	営業本部長兼大阪支店長
取 締 役	柴 田 憲 一	制作本部長
取 締 役	小 林 永 典	生産本部長
取 締 役	柏 秀 臣	
常 勤 監 査 役	鶴 井 広 和	
監 査 役	鈴 木 博 司	(株)ラルク代表取締役社長
監 査 役	安 達 則 嗣	安達公認会計士事務所所長、東陽監査法人社員

- (注) 1. 取締役のうち、柏秀臣氏は社外取締役であります。
 2. 監査役のうち、鈴木博司氏及び安達則嗣氏は社外監査役であります。
 3. 監査役鈴木博司氏は、経営コンサルタント会社の代表として培われた専門的な知識・経験等を有するものであります。
 4. 監査役安達則嗣氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 当社は、取締役柏秀臣氏、監査役鈴木博司氏及び安達則嗣氏を東京証券取引所 J A S D A Q (スタンダード) の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

6. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

取締役小林永典氏及び柏秀臣氏、監査役鶴井広和氏は、平成27年6月26日開催の第60回定時株主総会において新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

常勤監査役小林永典氏及び渡辺弘光氏は、平成27年6月26日開催の第60回定時株主総会において辞任いたしました。

7. 一部の取締役の役職名、担当及び重要な兼職の状況が変更となっております。なお、平成28年4月1日時点の取締役及び監査役の状況は次のとおりであります。

役 職 名	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	平 賀 治 郎	(株)大豊サービス代表取締役社長
専 務 取 締 役	木 下 昭 三	
取 締 役	柴 田 憲 一	制作本部長
取 締 役	小 林 永 典	生産本部長
取 締 役	柏 秀 臣	
常 勤 監 査 役	鶴 井 広 和	
監 査 役	鈴 木 博 司	(株)ラルク代表取締役社長
監 査 役	安 達 則 嗣	安達公認会計士事務所所長、東陽監査法人社員

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役、監査役に対する報酬限度額は、平成8年6月の株主総会における決議により、取締役月額50万円以内、監査役月額10百万円以内と定められており、当事業年度における当社取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

取締役5名 94百万円 (うち社外取締役1名 7百万円)

監査役5名 17百万円 (うち社外監査役2名 6百万円)

(注)支給人員及び報酬等の総額には、平成27年6月26日をもちまして辞任した監査役2名を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

社外取締役である柏秀臣氏は、他社の取締役を務められていた経験があり、会社経営に関する豊富な見識・経験等を有しております。活動状況につきましては、平成27年6月26日就任以降開催された取締役会13回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。

社外監査役である鈴木博司氏は、(株)ラルクの代表取締役であり、経営コンサルタント会社の代表として培われた専門的な知識・経験等を有しております。活動状況につきましては、当事業年度開催の取締役会17回中16回出席し、当事業年度開催の監査役会14回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。

また、当社と(株)ラルクには、特別の利害関係はありません。

社外監査役である安達則嗣氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。活動状況につきましては、当事業年度開催の取締役会17回中14回出席し、当事業年度開催の監査役会14回中12回出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。

また、当社と安達公認会計士事務所及び東陽監査法人には、特別の利害関係はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人ハイビスカス

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当社が会計監査人に支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額（注）2.	19,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計	19,500千円

(注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので「公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額」はこれらの合計額を記載しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人監査法人ハイビスカスは、会社法第427条第1項の定めに基づき責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりです。

会計監査人が任務を怠ったことによって当社に責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。この責任限定契約が認められるのは、会計監査人がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

- (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役職員・使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンスガイドラインを作成するとともに、全使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報制度を構築しております。万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案が代表取締役、取締役会、監査役及び監査役会に報告される体制を構築しております。

社会の秩序や安全を脅かし、企業の健全な発展を阻害する反社会的勢力に対しては、断固たる姿勢で臨み、一切の関係を遮断し、不当な要求は拒絶する方針であります。

- (2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役は取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき全社的に統括する責任者を任命し、その者が作成する文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し保存しております。取締役及び監査役は文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとしております。

- (3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 当社は、代表取締役社長に直属する社長直轄部署を設置しております。社長直轄部署は、関連部署と連携の上で内部監査を担当しております。
- ② 社長直轄部署及び関連部署（以下、内部監査担当部署という）は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証しております。
- ③ 内部監査担当部署の監査により法令定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに担当部署に通報される体制を構築しております。
- ④ 内部監査担当部署の活動を円滑にするために、規程類、ガイドライン、マニュアルなどの整備を各部署に求め、また内部監査担当部署の存在意義を全使用人に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には、直ちに内部監査担当部署に報告するよう指導しております。
- ⑤ 内部監査担当部署は、規程等の整備、運用状況の確認を行うとともに使用人に対する研修会等を企画実施しております。
- ⑥ 内部監査担当部署は責任を持ってリスクの状況を監査し、取締役会において改善策を審議・決定しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月一回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監査等を行っております。業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中長期経営計画及び各年度予算の立案をし、全社的な目標を設けております。

各部門においては、その目標達成に向けた具体的な案を立て実行しております。

(5) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はありませんが、必要に応じて、監査役の業務補助のためスタッフを置くこととし、その選任、解任については監査役の承認を要するものとしております。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 取締役及び使用人は、各監査役の要請に応じて必要な報告をすることとしております。

② 前項の報告事項として、主なものは次の通りであります。

- ・ 当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
- ・ 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
- ・ 業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
- ・ 内部通報制度の運用及び通報の内容
- ・ 経営会議で決議された事項
- ・ 重大な法令・定款違反
- ・ その他コンプライアンス上重要な事項

(7) その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告することとしております。

また、常勤監査役は、取締役会及び監査役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとしております。

さらに、監査役は必要に応じて会計監査人と情報交換を行っております。

(8) 反社会的勢力排除に向けた基本方針

①反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、企業活動を行う上で、企業の社会的責任を果たすため、具体的な事項をコンプライアンスガイドラインとして定め、その中で「反社会的勢力との関係を断ち、かつ不当な要求には屈しません。」と宣言し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との断絶を掲げ、不当な要求等に対しては毅然とした態度で臨むものとしております。

②反社会的勢力排除に向けた整備状況

以下のとおり、反社会的勢力による不当要求に屈しない、または排除する体制をとっております。

・対応総括部署及び対応担当者の設置状況

管理部門を対応総括部署とし、対応担当者を選任するとともに、必要に応じて相談窓口と協議して対応することとなっており、反社会的勢力からの不当要求に屈しない体制をとっております。

・外部専門機関との連携状況

万が一反社会的勢力から不当要求等、直接、間接を問わず不当な介入を受けた場合には、警察等の関係行政機関、顧問弁護士と連携して対応し、適切な対応がとれる体制を構築しております。

・反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

管理部門並びにコンプライアンス相談窓口において、外部関係機関等から情報を収集・管理し、反社会的勢力であるかどうかの確認資料として利用するようにしております。

・対応マニュアルの整備状況

反社会的勢力と断絶する旨を宣言するコンプライアンスガイドラインに基づき、「反社会的勢力対策規程」を制定し、実際に反社会的勢力から不当要求等があった場合の具体的な対応を定めております。

・研修活動の実施状況

コンプライアンスガイドラインを、グループウェアの掲示板に掲示しており、役員、全従業員が常に意識できるように周知徹底しております。さらには、入社時及び定期的にコンプライアンス研修を実施しており、反社会的勢力排除の啓発活動を行っております。

・取引先確認

取引先に反社会的勢力が入り込まないようにするため、各部門が新規取引を行う際は、必ず事前に反社会的勢力との関係についての調査を実施しております。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務の執行について

取締役は、「取締役会規程」、「職務権限規程」、「業務分掌規程」等に則り、取締役の役割分担を明確にし、効率的な職務執行と重要事項の決定を行いました。また、「定款」、各会則及び「文書管理規程」に基づき、取締役の執行状況について各議事録の作成と適切な保管を行っております。さらに「行動指針」を通じて、取締役と従業員に対するコンプライアンス意識の周知徹底と、内部統制システムの充実を図りました。また、監査役及び経営企画室が当該システムの有効性について精査いたしました。

(2) 監査役の職務の執行について

監査役は、取締役会及びその他の重要な会議に参加し、代表取締役及び各取締役より業務執行の状況や会社経営の重要事項について報告を受けております。また、四半期毎に会計監査人及び内部統制責任者と定期的に会合を持ち、会計監査内容及び内部統制の構築・整備状況について情報交換を行っております。さらに、「内部通報制度規程」により、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

(注) 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成28年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,145,258	流 動 負 債	2,028,681
現 金 及 び 預 金	1,315,801	支 払 手 形	172,623
受 取 手 形	59,845	買 掛 金	630,329
売 掛 金	1,135,704	電 子 記 録 債 務	424,504
電 子 記 録 債 権	126,088	短 期 借 入 金	330,000
有 価 証 券	19,066	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	70,000
商 品 及 び 製 品	67,986	未 払 金	55,985
仕 掛 品	84,584	未 払 費 用	60,008
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	76,457	未 払 法 人 税 等	99,357
前 渡 金	416	未 払 消 費 税 等	55,580
前 払 費 用	25,198	前 受 金	2,089
繰 延 税 金 資 産	42,622	預 り 金	24,531
未 収 入 金	173,490	賞 与 引 当 金	103,431
そ の 他	19,444	そ の 他	241
貸 倒 引 当 金	△1,448	固 定 負 債	889,528
固 定 資 産	1,915,540	社 債	80,000
有 形 固 定 資 産	1,444,478	長 期 未 払 金	74,213
建 物	431,176	繰 延 税 金 負 債	49,151
構 築 物	9,568	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	70,154
機 械 及 び 装 置	78,176	退 職 給 付 引 当 金	616,009
工 具、器 具 及 び 備 品	18,197	負 債 合 計	2,918,210
土 地	907,360	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	62,163	株 主 資 本	2,499,180
ソ フ ト ウ ェ ア	51,506	資 本 金	434,319
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	10,657	資 本 剰 余 金	425,177
投 資 そ の 他 の 資 産	408,898	資 本 準 備 金	110,000
投 資 有 価 証 券	364,570	そ の 他 資 本 剰 余 金	315,177
従 業 員 に 対 す る 長 期 貸 付 金	6,956	利 益 剰 余 金	1,899,490
破 産 更 生 債 権 等	296,129	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,899,490
長 期 前 払 費 用	8,170	別 途 積 立 金	760,000
そ の 他	29,201	繰 越 利 益 剰 余 金	1,139,490
貸 倒 引 当 金	△296,129	自 己 株 式	△259,806
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△356,592
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	182,100
		土 地 再 評 価 差 額 金	△538,693
		純 資 産 合 計	2,142,588
資 産 合 計	5,060,799	負 債 及 び 純 資 産 合 計	5,060,799

損 益 計 算 書

(平成27年 4 月 1 日から)
(平成28年 3 月 31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		8,752,329
売 上 原 価		6,958,171
売 上 総 利 益		1,794,157
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,407,674
営 業 利 益		386,483
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	8,273	
そ の 他	27,505	35,778
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	9,173	
そ の 他	594	9,767
経 常 利 益		412,494
特 別 利 益		
受 取 補 填 金	4,650	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	4,653	
固 定 資 産 売 却 益	208	9,511
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	806	806
税 引 前 当 期 純 利 益		421,199
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	78,115	
法 人 税 等 調 整 額	12,869	90,985
当 期 純 利 益		330,214

株主資本等変動計算書

（平成27年4月1日から）
（平成28年3月31日まで）

（単位：千円）

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	434,319	110,000	315,177	425,177
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—
当 期 純 利 益	—	—	—	—
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	434,319	110,000	315,177	425,177

（単位：千円）

	株 主 資 本		
	利 益 剰 余 金		
	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
	別途積立金	繰越利益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	760,000	838,743	1,598,743
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当	—	△29,467	△29,467
当 期 純 利 益	—	330,214	330,214
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	300,746	300,746
当 期 末 残 高	760,000	1,139,490	1,899,490

(単位：千円)

	株 主 資 本	
	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	△259,790	2,198,450
当 期 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当	—	△29,467
当 期 純 利 益	—	330,214
自 己 株 式 の 取 得	△16	△16
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—
当 期 変 動 額 合 計	△16	300,729
当 期 末 残 高	△259,806	2,499,180

(単位：千円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	土地再評価差額金	評価・換算差額 等合計	
当 期 首 残 高	195,031	△542,633	△347,601	1,850,848
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	△29,467
当 期 純 利 益	—	—	—	330,214
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△16
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△12,930	3,940	△8,990	△8,990
当 期 変 動 額 合 計	△12,930	3,940	△8,990	291,739
当 期 末 残 高	182,100	△538,693	△356,592	2,142,588

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

①商品及び製品

移動平均法

②原材料

移動平均法

③仕掛品

個別法

④貯蔵品

最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～50年

機械及び装置 4～11年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額（自己都合期末要支給額の全額）に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

貸借対照表関係

前事業年度において、「流動資産」の「受取手形」に含めておりました「電子記録債権」（前事業年度95,242千円）については、重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 2,293,751千円
2. 担保に供している資産

建物	431,100千円
土地	907,360千円
上記に対応する債務	
短期借入金	330,000千円
3. 国庫補助金による圧縮記帳額は、建物16,013千円であり、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。
4. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、平成14年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。
なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額により算出
再評価を行った年月日 平成14年3月31日
5. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。
当該契約に基づく当期末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	611,000千円
借入実行残高	330,000千円
差引額	281,000千円
6. 偶発債務
東京地方裁判所に対して、平成26年11月7日付にてユーピテル株式会社より、1億円及び遅延損害金の支払いを求める訴訟を提起されました。
当社といたしましては、原告の請求は認めることは出来ず、今後、裁判を通じて事実を明らかにしていきたいと考えております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式 (株)	4, 015, 585	—	—	4, 015, 585

2. 自己株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式 (株)	332, 146	52	—	332, 198

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	29,467千円	利益剰余金	8円	平成27年3月31日	平成27年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当効力発生日が翌事業年度となるもの

決 議 (予 定)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基 準 日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	55,250千円	利益剰余金	15円	平成28年3月31日	平成28年6月30日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金を中心に、安全性の高い金融資産で運用し、短期的な運転資金については主に銀行借入や社債発行により調達しております。

また、設備計画に基づく必要な資金についても銀行借入や社債発行により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を四半期ごとに把握する体制としております。

有価証券及び投資有価証券は、主に純投資目的の債券及び株式並びに取引先企業との業務等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、四半期ごとに時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形、買掛金及び電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。

短期借入金及び社債は、主に営業取引に係る資金調達であります。

また、営業債務や借入金及び社債は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では、管理部が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注)2参照）。

（単位：千円）

項 目	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,315,801	1,315,801	—
(2) 受取手形	59,845	59,845	—
(3) 売掛金	1,135,704	1,135,704	—
(4) 電子記録債権	126,088	126,088	—
(5) 有価証券及び投資有価証券	372,636	372,636	—
(6) 破産更生債権等	296,129		
貸倒引当金（※）	△296,129		
差 引	—	—	—
資 産 計	3,010,076	3,010,076	—
(7) 支払手形	172,623	172,623	—
(8) 買掛金	630,329	630,329	—
(9) 電子記録債務	424,504	424,504	—
(10) 短期借入金	330,000	330,000	—
(11) 社債（1年内償還予定の社債を含む）	150,000	147,739	△2,260
負 債 計	1,707,457	1,705,197	△2,260

※ 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金、(4) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格又は発行体から提示された価格によっております。債券は取引先金融機関から提示された価格によっております。

(6) 破産更生債権等

破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しているため、貸借対照表計上額から当該貸倒引当金を控除した金額をもって時価としております。

(7) 支払手形、(8) 買掛金、(9) 電子記録債務、(10) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(11) 社債(1年内償還予定の社債を含む)

社債の時価については、固定金利によるものは元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであり、金融商品の時価情報の「(5)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式 ※	11,000

※ 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	千円
未払事業税否認	9,122
未払事業所税否認	1,581
賞与引当金否認	31,918
貸倒引当金限度額超過	91,118
減損損失否認	8,485
投資有価証券評価損否認	15,443
退職給付引当金否認	188,622
役員退職慰労引当金否認	22,724
会員権評価損否認	6,363
少額資産一括償却否認	1,219
たな卸資産評価損否認	10,123
その他	2,804
繰延税金資産計	389,527
評価性引当額	△331,849
繰延税金資産合計	57,677

繰延税金負債	千円
その他有価証券評価差額金	△64,206
繰延税金負債合計	△64,206
差引 繰延税金負債の純額	△6,528

土地再評価に係る繰延税金負債 △70,154

(関連当事者との取引に関する注記)

役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種 類	会社等の名称 又は氏名	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
役員に準ずる者	平賀 順二	当社顧問	所有直接 5.11 %	顧問契約	顧問報酬 (注) 2	25,555	—	—

(注) 1. 取引金額には、消費税等が含まれておりません。

2. 報酬については、契約内容に従って経営全般のサポート及びアドバイスでの当社への関与度合いに基づいて決定しております。

3. 平成27年4月から平成28年3月までの取引金額であります。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 581円69銭
- 1株当たり当期純利益 89円65銭

(その他の注記)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.3%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.9%、平成30年4月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が4,313千円減少し、法人税等調整額が4,313千円、その他有価証券評価差額金が3,606千円、土地再評価差額金が3,940千円それぞれ増加しております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成28年 5月10日

株式会社 平 賀
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

指定社員 公認会計士 高 橋 克 幸 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 駒 田 裕次郎 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社平賀の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

「個別注記表（貸借対照表に関する注記）6 偶発債務」に記載されているとおり、会社は、ユーピテル株式会社より、1 億円及び遅延損害金の支払いを求める訴訟を提起されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月10日

株式会社 平	賀	監査役会
常勤監査役	鶴井 広和	Ⓔ
社外監査役	鈴木 博司	Ⓔ
社外監査役	安達 則嗣	Ⓔ

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第61期の期末配当につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案いたしました結果、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金15円

総額 55,250,805円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成28年6月30日

第2号議案 取締役2名選任の件

経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、新たに取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。なお、現在社外取締役である柏秀臣氏につきましては、本株主総会終了後より当社の業務執行を担当する予定であり、同氏に代わる社外取締役候補者として服部謙太郎氏の選任をお願いするものであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
1 (新任)	福 島 隆 (昭和39年3月20日生)	平成7年5月 当社入社 平成16年1月 当社高崎支店支店長代理 平成16年10月 当社高崎支店支店長 平成27年4月 当社営業本部副本部長兼高崎支店支店長 平成28年4月 当社営業本部長兼営業三部部長(現任)	261株
2 (新任)	服部謙太郎 (昭和56年4月10日生)	平成19年12月 弁護士登録(東京弁護士会) 平成19年12月 竹田綜合法律事務所(現 竹田・長谷川法律事務所)入所(現在に至る)	一株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 取締役候補者の所有する当社株式の数は、平成28年3月31日現在の状況を記載しております。なお、取締役候補者福島隆氏の所有する当社株式は、平賀従業員持株会を通じての保有分であります。

3. 取締役候補者服部謙太郎氏は、社外取締役候補者であります。
なお、服部謙太郎氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
4. 社外取締役候補者の選任理由について
服部謙太郎氏は、弁護士としての法律・経済・社会情勢に関わる分野に対する豊富な経験と幅広い見識を当社の経営全般に反映していただくため、社外取締役として選任するものであります。
同氏は、これまで、直接会社経営に関与された経験はありませんが、企業法務の分野に精通した弁護士であることから、経営の監督とチェック機能の観点から社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたします。
5. 服部謙太郎氏の選任が承認可決された場合は、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、定款第27条第2項により責任限度額を法令が規定する額とする責任限定契約を締結する予定であります。

以 上

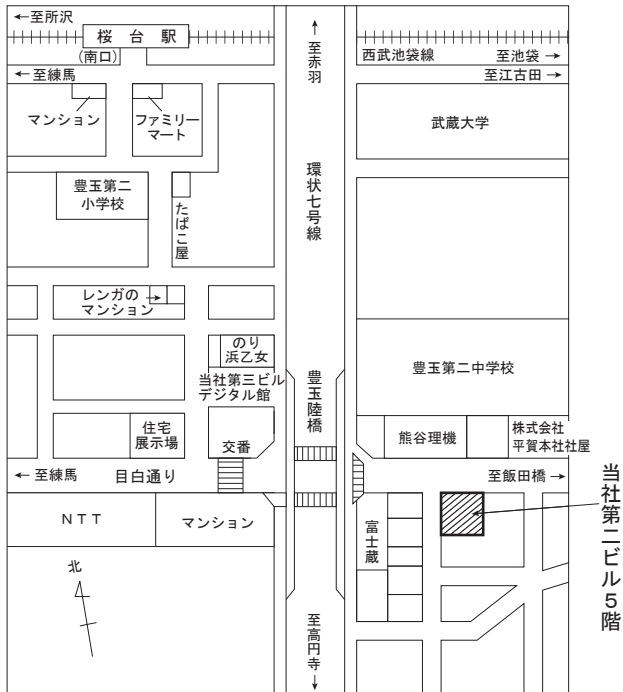
[illegible]

株主総会会場ご案内略図

会場 東京都練馬区豊玉北三丁目3番10号
当社第二ビル5階 会議室
電話番号 (03)3991-4541

西武池袋線

池袋駅より各駅停車利用にて桜台駅下車
南口より徒歩8分



(お願い) 当会場には駐車場がございませんので誠に恐縮ながらご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。